

令和 6 年度定時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所 令和 6 年 5 月 15 日（水）
午後 2 時～午後 2 時 51 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 1 階
- 2 評議員総数及び定足数 総数 7 名，定足数 4 名
- 3 出席評議員数 7 名

4 審議

- 議案第 1 号 令和 5 年度事業報告について
- 議案第 2 号 令和 5 年度収支決算について
- 議案第 3 号 理事の選任について
- 議案第 4 号 理事の選任について
- 議案第 5 号 理事の選任について
- 議案第 6 号 理事の選任について
- 議案第 7 号 理事の選任について
- 議案第 8 号 理事の選任について
- 議案第 9 号 理事の選任について
- 議案第 10 号 監事の選任について
- 議案第 11 号 監事の選任について
- 議案第 12 号 評議員の選任について
- 議案第 13 号 評議員の選任について
- 議案第 14 号 評議員の選任について
- 議案第 15 号 評議員の選任について
- 議案第 16 号 評議員の選任について
- 議案第 17 号 評議員の選任について
- 議案第 18 号 評議員の選任について
- 議案第 19 号 評議員の選任について

5 議事の経過及びその結果

(1) 議長の選出

定款第 18 条第 3 項の規定により，令和 6 年度の議長が選出された。

(2) 会議成立の報告

議長が定足数の充足を確認し，会議が有効であるとの報告があった。

(3) 議事録署名人の選任

定款に基づき，出席した評議員の中から選任することを説明し，議事の審議に移った。

(4) 審議事項

ア 議案第 1 号 令和 5 年度事業報告について

事務局より次のように説明があった。

「本件については，1 ページ中程の「2 令和 5 年度の振り返り」の章から主な特徴点をピックアップして，総括的に説明する。

令和 5 年度は、コロナ禍も沈静化し、事業活動全般が久しぶりに落ち着いた一年であった。

新たな事業では、調布市の子ども政策部門から「ヤングケアラー・コーディネーター事業」を受託、開始した。ケアラー支援については、かねてより公社では力を注ぎ、ヤングケアラーとのかかわりについても、その一環で既に前例があり、そうした経緯もあり、今回の受託につながった。

令和 5 年度は、主に関係機関とのパイプづくりや、情報の収集、また、事業の PR や啓蒙活動を行った。その結果、39 件の相談を受け、うち 3 件をヘルパー派遣につなげている。

令和 6 年度は、担当職員の雇用形態を、非常勤職から常勤職に変更し、事業の一層の安定化と拡大を目指す。

また、新制度として、職務限定正社員制度も導入した。令和 5 年度は、これを活用し、訪問介護事業と居宅介護支援事業で、合計 3 人の職員を確保した。その結果、両事業で特定事業所加算の取得ができた。

また、長らくの懸案であった、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業と、デイサービスぷちぼあん事業については、令和 6 年度からの事業形態並びに事業主体に関し、調布市との協議を整えることができた。

令和 5 年度は、それを受けて、利用者や家族・関係者等への説明や周知を行うとともに、事業所のレイアウトの変更を行った。これについては、どちらも職員の尽力により、混乱もなく完了した。

第 3 次中期計画の策定については、令和 5 年度を通しての作業となったが、職員が議論を重ね、シンプルで分かりやすい計画策定ができた。今後、職員一丸で、そこで示された行動指針に沿い、重点項目を中心に、公社の理念実現を目指す。

既存の事業では、公社の看板である住民参加型事業で、利用世帯数が、コロナ禍以前と同等のレベルに回復している。

ホームヘルプサービス、食事サービスともに、徐々にではあるが、利用を希望する方が増えている。一方で、サービスの担い手となる協力会員数については、相変わらず伸び悩みが続き、これを解消する有効な手立てが見つからない状況である。

新規に加入する協力会員は、一時に比べると増えているが、それ以上に退会者が多い現状である。最近は特に高齢で退会される方が多く、調理など技術の習得等にある程度の時間を要する活動については、後継者の確保・育成といった課題も浮かび上がっている。

自主事業の収支については、居宅介護支援事業で 400 万円余の大幅な赤字を出したものの、訪問介護事業とデイサービスぷちぼあん事業が堅調だったことから、3 事業総体では黒字になった。令和 6 年度は、訪問介護事業と居宅介護支援事業の 2 事業になるので、これまで以上に、各事業単体での収支均衡を注視していく。

それ以外の事業等に関する実績等については、資料記載のとおりである。」

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 2 号 令和 5 年度収支決算について

事務局より次のように説明があった。

「1 令和 5 年度収支状況」

「収入総額は 5 億 1,745 万円余、支出総額が 5 億 1,490 万円余となり、当期の収支差額は 254 万円余となった。その結果、次期繰越収支差額は 6,561 万円余となる。

254 万円余の収支差額の内訳は、「※1 (内訳)」というところになる。先ほどの事業報告の内容にも重なるが、まず訪問介護事業で 349 万円余の黒字で、居宅介護支援事業で 462 万円余の赤字、デイサービスふちぼあん事業で 235 万円余の黒字となり、この自主事業 3 事業全体としては、122 万円余の黒字となっている。その黒字と、その他（寄付金収入）があるので、132 万円余のプラス収支を加えると、254 万円余の収支差額になる。」

「2 令和 5 年度正味財産増減状況」

「経常収益から経常費用を差し引いた当期一般正味財産増減額は、351 万円余となる。「※2」に、その正味財産の増減要因として内訳を記載している。まず収支差額、先ほどの収支の差額として 254 万円余をプラス。減価償却費がマイナスに働き、163 万円余のマイナス。固定資産取得で、固定資産の増加で 260 万円余の増加ということで、こちらを全て足すと、表記の一般正味財産増減額となる。

その結果、一般正味財産期末残高は 1 億 103 万円余となり、これに指定正味財産を加えた正味財産期末残高は 4 億 103 万円余となる。

令和 5 年度財務諸表については、後ほどご確認願いたい。」

監事より、次のように監査結果報告があった。

「私たち両監事は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおりに報告する。

1 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査については、理事会等に出席し、業務状況を聴取し、関連書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」

評議員より、「収支は、努力をされて、プラス要因も見受けられるので、令和 5 年度、非常に頑張っておられる姿が見えた。令和 6 年度において、事業の調布市との連携の中で、切り替えもされるようで、大変期待値もあるとお見受けする。その中で、1 点だけ教えていただきたい。財務諸表の 10 ページ、ゆうあい福祉公社で持っておられる基金の運用を有価証券でされていると思う。上段に表があり、時価評価があつて、その右側に「評

価損益」という欄があるが、この見立てを教えてください。

3 億円余の中で 2 億 9,800 万円余を有価証券で運用されていて、多分、今時点の評価がなされた上での記述なのだろうと思う。この評価損益というものをどのように見ればいいのか」との質問もあり、事務局より、「私どもの基本財産 3 億円を運用し、今回、その他収入として運用益等の収入があるというところで、金額は、最近金利が低いので、事業等の運営にはなかなか足りていないが、数少ない自主財源の増加収入要因としては貴重なものとして認識している。

トータルでマイナス 600 万円ぐらいの時価評価の評価損が出ている。こちらは、中長期的な債券の運用ということで、10 年の公募公債等の新発債とか既発債を主に運用してきており、債券を購入した際の金利が、今よりも低い。最近、日銀の政策変更等で金利が上昇してきているという局面にある。そうすると、当然、その低い金利、過去に買った金利が今の金利よりも低いものであれば、評価損が発生する仕組みになっている。このまま満期保有目的で公社がこの債券を、10 年でしたら 10 年間持ち続けられれば、この評価損益というのは全く影響はなく、満額、いわゆる債券の償還が得られるので、現時点で債券を売却するということがなければ、特に私どもの運用上の影響があるとは考えていないので、実質的に、評価額の損というところでの認識でいる」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

- ウ 議案第 3 号 理事の選任について
- エ 議案第 4 号 理事の選任について
- オ 議案第 5 号 理事の選任について
- カ 議案第 6 号 理事の選任について
- キ 議案第 7 号 理事の選任について
- ク 議案第 8 号 理事の選任について
- ケ 議案第 9 号 理事の選任について
- コ 議案第 10 号 監事の選任について
- サ 議案第 11 号 監事の選任について
- シ 議案第 12 号 評議員の選任について
- ス 議案第 13 号 評議員の選任について
- セ 議案第 14 号 評議員の選任について
- ソ 議案第 15 号 評議員の選任について
- タ 議案第 16 号 評議員の選任について
- チ 議案第 17 号 評議員の選任について
- ツ 議案第 18 号 評議員の選任について
- テ 議案第 19 号 評議員の選任について

議案第 3 号から議案第 19 号までは、役員の改選に伴う人事案件であるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「初めに、議案第 3 号から議案第 9 号、理事の選任について、議案第 10 号、議案第 11 号の監事の選任についてである。

定款第 25 条では、「理事・監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とあり、令和6年度定時評議員会をもって、理事・監事の皆様の任期は満了となる。皆様には、これまで、公社の発展にご尽力をいただき感謝を申し上げます。今回、理事について、新任が3名、重任が4名、監事については、新任1名、重任1名となる。今後とも、皆様のお力添えをいただきたくお願い申し上げます。」

事務局より、理事会で承認された理事・監事について、経歴書をもとに説明があった。

「次に、議案第12号から議案第19号、評議員の選任についてである。

定款第13条では、「評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とあり、令和6年度の定時評議員会をもって、評議員の皆様についても任期が満了となる。

評議員の皆様においても、これまでの公社の発展にご尽力をいただき感謝を申し上げます。評議員については、新任が2名、重任が6名となる。今後とも、皆様のお力添えをいただきたくお願い申し上げます。」

事務局より、理事会で承認された評議員について、経歴書をもとに説明があった。

議案第3号から議案第19号について、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

以上で、本日の案件について全て終了した。